

令和元年12月3日会議提出議案一覧表

- 議案第49号 令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第50号 令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 令和元年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和元年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和元年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第57号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第59号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について
- 議案第60号 鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第61号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 報告第8号 専決処分した事件の報告について
(令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）)

令和元年12月3日会議提出議案概要

- 議案第49号 令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第9号）
 議案第50号 令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第51号 令和元年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第52号 令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第53号 令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第54号 令和元年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第55号 令和元年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）
 （別紙の補正予算の概要を参照）

- 議案第56号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
 （総務課）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

<内容>

○法改正及び条例制定の経緯

地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている中、地方公務員法における臨時的任用職員や嘱託職員は共通して定められている事項が少なく、自治体によって取扱いが大きく異なっていた。

今回の法改正では、この点を改正するため、特別職非常勤職員、臨時的任用職員の任用要件を厳格化させる一方、一般職非常勤職員として会計年度任用職員制度を新たに創設し、統一的な取扱いを定め、令和2年4月1日から施行する。

創設された会計年度任用職員の給与等については、条例で定めることとされている。

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償の主な内容

	フルタイム会計年度任用職員	パートタイム会計年度任用職員
給与		
給料	職務の内容と責任に応じ、規則で定める。(月額)	
報酬		職務の内容と責任に応じ、規則で定める。(月額・日額・時間額)
通勤・時間外勤務・休日勤務・夜間勤務各手当	鳥羽市職員給与条例の規定を準用する。	時間外・休日・夜間に勤務した場合は、上記報酬にて相当額を支給する。

	フルタイム会計年度任用職員	パートタイム会計年度任用職員
期末手当	任期が6月以上の者に対し、鳥羽市職員給与条例の規定を準用する。	任期が6月以上の者（規則で定める者を除く）に対し、報酬の月額に相当する額として規則で定める。
退職手当	鳥羽市職員の退職手当に関する条例の規定を準用する。	
費用弁償		通勤については、市職員の通勤手当支給に関する条例の規定の例により、旅費については、職員等の旅費に関する条例の規定の例により支給する。

議案第57号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
(総務課)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、語学指導等を行う外国青年の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する。

<内容>

- ・対象がパートタイム会計年度任用職員であるため、「給与」を「報酬」に、「旅費」を「費用弁償」に改正する。
- ・報酬額の上限を390万円から396万円に増額する。

議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(総務課)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正を行う。

<内容>

- ◆鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
任命権者が行う人事行政の運営の状況に関する報告の対象とならない職員から、フルタイム会計年度任用職員を除外することを追記する。
- ◆職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正
心身の故障による会計年度任用職員の休職期間を、その任用期間の範囲内とすることを追記する。
- ◆鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
根拠規程の条項ズレを改正する。
- ◆鳥羽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
正規職員等の減給について、「給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改正するとともに、パートタイム会計年度任用職員はそれらに相当する報酬

を減給の対象とする改正を行う。

◆鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

以下の規程を追加する。

- ・育児休業を取得した場合の勤勉手当の支給及び復帰後における号級の調整対象となる職員から、会計年度任用職員を除外する。
- ・会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の減額規定を設ける。

◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償の規定の例による規定を追加する。

◆委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

会計年度任用職員制度の創設に伴い、特別職非常勤職員として任用できなくなった職を削除するとともに、学校評議員及び学校運営協議会委員の報酬額等を追加する。

議案第59号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について

(総務課)

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等に基づき、本市職員の給与改正を行うとともに、会計年度任用職員制度の創設に伴う所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・給料表の改定 (H31年4月から)
行政職給料表等を平均改定率0.1%引上げ
- ・勤勉手当の改定 (R1年12月期から)
一般の職員 年間4.45月分→4.50月分(期末手当を含む。)
- ・住居手当について、家賃額の下限を4,000円引上げ、これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引上げる。(R2年4月から)
- ・会計年度任用職員のうち、非常勤職員の給与については別に定める規定を追加するとともに、字句の調整を行う。

議案第60号 鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(税務課)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、字句の整理その他所要の改正を行う。

<内容>

- ・引用する法律の名称及び条項のズレを改正する。

議案第61号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(健康福祉課)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の支払猶予及び償還免除等について所要の改正を行う。

<内容>

- ・災害援護資金の償還の規定に「報告」を加えるとともに、法改正による条項ズレを改正する。

報告第8号 専決処分した事件の報告について

(令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第8号))

(企画財政課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、災害復旧費2,768千円を増額する補正予算を令和元年11月5日付で専決処分したので、報告する。